

第 31 回 定時総会議案書

2/18 班長会決議 供覧用

※議案書の各戸配布は、総会議決後（4 月下旬）の予定です。

※別途各戸に配布される総会招集案内とあわせてご覧ください。

日時:2017 年 4 月 16 日（日）13:30～16:00（予定）

場所: 佐倉市 山王小学校 体育館

さくら山王自治会

第 31 回 定時総会議案書 目次

< 議 案 >

< 項 >

- 第 1 号議案 2016 年度 事業報告 1～6
- 第 2 号議案 2016 年度 会計報告 7
- 第 3 号議案 自治会のしおり発行について 8～9
- 第 4 号議案 関係団体助成について 予算案参照
- 第 5 号議案 継続性担保の試行について 10
- 第 6 号議案 2017 年度 事業計画（案） 11～13
- 第 7 号議案 2017 年度 予算（案） 14
- 第 8 号議案 2017 年度 自治会班長・役員（候補） 当日配布

< 報告事項 >

- ① 自主防災体制整備計画検討項目&実行スケジュール表 16
- ② 情報発信のあり方について 17
- ③ 集会所検討委員会進捗状況と今後のスケジュールについて . . 当日配布

※第 2 号議案は、2 月班長会時点、当初予算内での執行となる見通しです。

※会計監査報告は、総会当日に提出いたします。

※第 8 号議案は、2 月班長会時点で未決のため「次期班長の互選により選任された候補」の賛否を問うことになります。

2016年度 事業報告

第30回定時総会（2016年4月17日）で議決された事業計画に基づく活動、本年度中に発生した新規事由により実施された各部の活動について、以下のとおり報告します。

1. 会長・副会長に関する事項

(1) 関係団体等の会議・打合せ等への出席

①佐倉市地区代表者会議	4/23, 5/15, 7/16, 12/4
②社会福祉協議会	5/15, 8/7, 9/11, 3/26
③銀行口座名変更手続き（京葉・千葉・千葉信金・千葉興銀）	4/28
④官公庁・近隣挨拶回り	5/27
（市役所関係各課・消防署・山王小学校・根郷中学・千葉敬愛短期大学・愛光）	
⑤佐倉市防犯研修会 防災防犯部長が参加	5/28
⑥スクールガード連絡協議会	6/4, 12/16, 2/24
⑦山王小学校区まちづくり協議会	4/22, 5/14, 7/12, 10/11, 11/8, 12/13, 1/10, 2/14, 3/14

(2) 行事等への参加

①根郷中学校 入学式	4/7
②山王小学校 入学式	4/8
③こどもクロスカントリー大会	4/10
④根郷中学校 吹奏楽部演奏会	5/4
⑤愛光 物井駅前花壇植え付け	6/10
⑥根郷地区社協 ふれあい昼食会	7/17
⑦千葉敬愛短期大学夏祭り	7/24
⑧弥富地区 盆踊り	8/14
⑨根郷福祉祭り	8/27
⑩根郷中学校 体育祭	9/10
⑪山王小学校 運動会	9/17
⑫敬老のつどい	10/2
⑬愛光 祭り	10/8
⑭佐倉市民防災訓練	10/23
⑮根郷地区社協 地域交流会	2/5
⑯根郷中学校卒業式	3/14
⑰山王小学校卒業式	3/17

(3) その他

- ①市役所への要望書・申請書・報告書等の提出
- ②市役所との交渉・連絡・問い合わせ
（自治人権推進課・道路維持管理課・公園緑地課・危機管理室）
- ③山王集会所検討委員会にて集会所の改修案について検討 月1回実施
- ④防災委員会の打ち合わせ 5/27, 8/6, 2/4
- ⑤山王集会所での談話室 毎週水曜日（午後）開催への参加協力
- ⑥ 同じく 山王わくわく体操会毎週火曜日（午前 9:30）開催への参加協力

2. 防犯防災に関する事項

- (1) 佐倉市役所・佐倉警察署・佐倉消防署・太田消防団・山王小・根郷中への挨拶
- (2) 定期防犯パトロールの実施（山防会と合同）
 - ① 毎月第1・3火曜日(昼間)
 - ② 毎月第2・4水曜日(夜間)
 - ※3ヶ月に1回、参加予定表を作成し全班長に参加を依頼
- (3) 佐倉警察署との合同パトロール実施（2か月に1回）山防会と合同
- (4) 移動交番の開設と合同パトロール（毎月、山防会と合同）
- (5) 「防災委員会」の追加公募（全自治会員を対象とし、回覧板にて委員を公募）
- (6) 山防会・防災委員との情報交換
- (7) 佐倉警察署からの情報による犯罪発生状況、不審者情報を回覧（毎月）
- (8) 山王自治会内で発生した犯罪（空き巣・痴漢事件等）・不審者情報事案の内容回覧
- (9) 佐倉市・佐倉警察署・佐倉消防署主催の各種防犯、防災防火訓練及び研修会への参加
 - ① 「佐倉市防犯研修会（佐倉市役所・佐倉市防犯組合主催）」（5/28開催）への参加
 - ② 「佐倉・根郷・和田・弥富地域防犯情報連絡会（佐倉警察署主催）」（10/13開催）への参加
 - ③ 「2016地域防犯ボランティア県民大会（佐倉警察署主催）」（10/14開催）への参加
 - ④ 「年末年始特別警戒取締りに伴う出動式（佐倉警察署主催）」（12/12開催）への参加
 - ⑤ 「佐倉市自主防災組織リーダー研修会（佐倉市役所主催）」（1/18開催）への参加
- (10) 山王小学校スクールガード連絡会への参加
- (11) 自主防災活動
 - ① 自主防災避難訓練の実施（9月24日）
 - 【訓練内容】 佐倉市役所/危機管理室、佐倉消防署、防災委員の指導のもと「避難訓練」「消火器訓練」「子供用防火服着用訓練」「初期救急法訓練」更に「自主防災についてのディスカッション」を実施
 - ② 「集会所消防訓練」を実施（1/26実施）
 - ③ 「AED・CPR講習会」を開催（1/29開催）
- (12) 防犯のぼり旗の確認・交換
- (13) 防犯防災部の打ち合わせ（班長会終了後 等）
 - ① 「自主防災体制整備計画（案）」について、防犯防災部内で検討実施

3. 行事に関する事項

さくら山王夏祭りを、7月23日（土）に山王小学校正門内広場にて実施

(1) 夏祭り実施内容

① 子ども神輿巡業(愛光～高田公園～山王小学校)

参加人数：約 150 名

(山王小学校、太田・大篠塚地区、根郷クラブ、FC 根郷へ参加呼びかけにより参加増)

② 各種イベント

- ・めいわ太鼓による演奏
- ・佐倉ウィンドアンサンブルによる演奏 (吹奏楽)
- ・ベーカーズストリートレギュラーズ演奏
- ・清丸太鼓による演奏
- ・盆踊り
- ・新イベントとして、千葉敬愛短期大学の有志の方々による「子供たち大集合！歌って踊ってミニライブ」を実施

③ 抽選会

1 等： 10,000 円 相当商品 (3 本)

2 等： 5,000 円 相当商品 (5 本)

3 等： 3,000 円 相当商品 (5 本)

ラッキー賞： 500 円クオカード (50 本)

ちょっとラッキー賞：可燃ごみ袋 (200 本)

④ 模擬店

千葉敬愛短期大学、焼き鳥屋、母さんの輪、おじいの輪、子ども会、山王自治会

⑤ 飲み物引換 (ビールまたは清涼飲料)

⑥ その他

山王コバルト子ども会による各種ゲームの運営

4. 環境に関する事項

(1) 公園等清掃

① 全戸一斉清掃の実施 (6 月 12 日、11 月 6 日)

② 班別清掃の実施 (9 月 4 日、2 月 5 日)

③ 側溝清掃の実施 (6 月 12 日の全戸一斉清掃に併せて実施)

④ 市役所との連絡・調整

- ・公園等清掃の年間計画提出
- ・清掃時に使用するゴミ袋・土嚢袋の配布要望
- ・全戸一斉清掃・班別清掃の実施予定・延期・終了の連絡,ゴミ袋回収依頼等

⑤ 市役所への公園清掃実施報告書の提出 (前期 9/5 後期 2/7)

⑥ 千葉敬愛短期大学及び愛光 (11 月清掃より) との連携

(2) 空地の雑草除去

① 雑草繁茂状況一斉調査 (6/18～7/9 及び 10/20～10/22)

② 雑草除去を依頼する要望書を市に提出 (29 か所 7/19 及び 32 か所 10/24)

③ 市役所から空地所有者に対する雑草除去の要請文書の発送 (8/8 及び 11/9)

④ 雑草除去の確認、雑草除去の再要請、再々要請等

⑤ 雑草除去の個別の要望・要請 (2 か所 8/15 ・8/23)

(3) ゴミ出しマナー等の街の美化に関する広報 (4/23 及び 6/18)

(4) 会員の要望への対応

① カラスネットの購入・配布

(11 点: 5/2・5/16・5/29・6/19②・7/18・11/20・12/3・12/26・2/14・2/19)

(市役所等への要望)

- ② 不法投棄 (2 か所 5/6)
- ③ 山王公園に至る歩道脇の草刈り (6/2)
- ④ 電柱交換工事の後片付けの徹底 (6/13)
- ⑤ 台風 9 号による大通りの折れ枝の処理 (8/16)
- ⑥ ゴミ収集所の破損した黄色のゴミ出し表等の交換 (75 か所中 38 か所 8/16)
- ⑦ 防火水槽敷地の草刈り (3 か所 8/24・11/10)
- ⑧ 大通りの生垣の剪定 (9/30)
- ⑨ 横断歩道の白線補修 (7 か所 11/14)
- ⑩ 高田公園の雨水排水溝の改善 (12/5)
- ⑪ 不法投棄禁止の看板設置(2/12)

(5) 清掃用具の維持管理

(6) 倉庫の鍵の管理

5. 福祉に関する事項

- (1)日本赤十字社社資納入 200,000 円 (5 月)
- (2)佐倉市社会福祉協議会会費納入 200,000 円 (5 月)
- (3)社会を明るくする運動『愛の一円募金』に協力し、社会を明るくする運動佐倉市実施委員会へ募金 23,860 円納入(6 月)
- (4)根郷地区社会福祉協議会主催による『敬老のつどい』に協力
 - ① 山王地区対象者 277 名への案内状配布 (8 月)
 - ② 出欠の確認・報告、記念品の配布 (8 月・9 月)
 - ③ 敬老のつどい 288 名参加 (10 月)
- (5)『赤い羽根共同募金』に協力し、千葉県共同募金会佐倉市支会へ募金 244,655 円 (11 月)
- (6)『歳末たすけあい募金』に協力し、千葉県共同募金会佐倉市支会へ募金 52,211 円 (11 月)

6. 施設に関する事項

- (1) 集会所検討委員会に関する事項
自治会長・副会長・総務部長・会計部長とともに施設部として 28 年度役員会の代表を務め集会所検討委員会に参加。議事録の回覧など進捗状況の広報を担うとともに具体的な改造日程や費用の積算に着手し検討を加えた。
- (2) 施設に関する事項
 - ① 集会所内部の設備、備品、消耗品の点検、維持・管理、補充と修繕手配
(主な対象：蛍光灯、倉庫ドア、和室障子、トイレトーパー、チョーク、殺虫剤、ゴミ袋 等)
 - ② 集会所外及び周辺の点検、管理 (主な対象：植栽、公園、掲示板、AED、消火器 等)
 - ③ 班長による集会所の清掃当番表の作成と依頼、掲示
 - ④ 集会所の鍵保管者名簿の作成及び掲示と広報 (施設部管理：当該年度役員用 12 ケ)
 - ⑤ 集会所使用希望者用の「鍵貸出簿」の作成配布、貸出簿記入状況の管理

- ⑥ 集会所使用の予定表、使用実績表、使用届の管理と用紙補充とチェック
- ⑦ 集会所施設使用届の受付と使用料金の徴収（用紙チェック、料金徴収は1回/月）
- ⑧ 集会所使用団体届の受付（1回/年度）料金未納先と長期不活動団体の抹消
- ⑨ コピー機、印刷機のカウンター（使用料）管理と修理手配
- ⑩ 使用団体への説明会の実施
- ⑪ 倉庫、押し入れにある各団体所有物の扱い、管理の徹底
- ⑫ 集会所消火器の交換（4本）
- ⑬ 集会所周りの植栽管理（伐採、刈り込み等）

(3)街路灯維持管理に関する事項

- ① 街路灯 LED への変更申請・・・17年から移管の計画有り申請はせず
- ② 街路灯不具合箇所の修理（随時）
- ③ 佐倉市への街灯補助金の交付申請、受領ならびに工事依頼（年2回）
- ④ 佐倉市への街灯維持管理業務の移管申請

7. 助成に関する事項

以下の団体に対し、その活動を支援するため助成を行った

山王コバルト子ども会、山王ワンツークラブ、山防会、太田消防団

8. 会計に関する事項

(1) 自治会費等に関する事項

- ①自治会費、集会所積立金、災害準備金及び賛助会費の集金（前期5月、後期11月）
- ②班長、各部から依頼のあった自治会運営費の執行
- ③業者等への支払い
- ④佐倉市からの補助金の受け取り
- ⑤普通預金を決済用普通預金へ変更

(2) 2016年度決算と2017年度予算案の作成

9. 総務に関する事項

(1) 会議運営等に関する事項

- ① 役員会・班長会の運営
 - ・議事日程・次第、「自治会だより」、役員会・班長会議事録の作成
- ② 自治会会員名簿の維持管理（随時）
 - ・入退居者一覧・班別会員数の作成
- ③ 各種文書・資料の作成
 - ・班長名簿 役員名簿 役員連絡網 会議室座席表
- ④ 総会の準備・運営（1月～3月）
 - ・次期班長候補の募集・取りまとめ
 - ・議案書、招集状/委任状の作成・整理
- ⑤ 自治会活動保険加入
- ⑥ 掲示物の維持管理
- ⑦ 集会所倉庫の用紙・備品管理

(2) 「自治会のしおり」発行準備

10. 総会及び役員会・班長会に関する事項

(1) 総会

2016年4月17日(日) 第30回 定時総会 開催

(2) 役員会・班長会（役員会 13時30分～15時00分、班長会 15時30分～17時00分）

①2016年4月～2017年3月 第三土曜日に開催

②夏祭り対策臨時役員会・班長会 2016年7月2日

(3) 自治会の継続性を担保する活動

①役員会有志による定例会合の実施（9月17日～3月18日の間、概ね月2回程度）

②自治会の抱える問題を各部横断的に網羅し、課題として10項目を抽出

③課題の優先順位付けと対策の検討（課題10項目のうち優先課題3項目に絞込み）

④役員会・班長会へ具体案を付議

【自主防災体制整備計画、広報委員会新設、自治会の継続性を担保する試行】

⑤実行組織への引継ぎ（自主防災会議、広報委員会、第31回総会付議など）

2016(平成28)年度 決算書(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

平成29年3月31日現在

		2016年度予算	2016年度決算	摘 要			2016年度予算	2016年度決算	摘 要
勘定科目	項目1	項目2	(円)	(円)		項目1	項目2	(円)	(円)
合計金額	収入合計金額 (前年度繰越金を含む)		82,329,781	82,078,185		支出合計金額 (次年度繰越金を含む)		82,329,781	82,078,185
A 佐倉山王自治会	合計(前年度繰越金を含む)		19,362,047	19,408,754		合計(次年度繰越金を含む)		19,362,047	19,408,754
	前年度からの繰越金		13,920,967	13,920,967		銀行手数料		6,500	4,242
	受け取り利息		200	216		防犯防災関係		150,000	61,921
	会費/積立金		4,587,600	4,594,950		防犯防災		50,000	5,600
	正会員		4,359,600	4,366,950		自主防災関連		100,000	56,321
	賛助会員		228,000	228,000	6件	その他		0	0
	佐倉市助成金		661,280	657,680		各種行事関係		1,600,000	1,386,188
	公園清掃補助金		226,280	226,280	公園緑地課	環境衛生関係		70,000	44,578
	振興交付金		315,000	311,400	自治人権推進課	福祉関係		410,000	400,000
	業務委託料		120,000	120,000	自治人権推進課	助成金		400,000	350,000
	その他		0	0		事務関係費		979,000	1,087,331
	雑収入		192,000	234,941		総会費		120,000	0
	集会所使用料		150,000	183,300		しおり作成		0	0
	電話帳配布手数料		0	0		会議費		10,000	0
	その他		42,000	51,641		事務消耗品等		350,000	631,151
	小 計		5,441,080	5,487,787		役員活動助成費		338,000	281,000
	(前年度繰越金は含まない)					役員会費		0	0
						渉外対外費		10,000	10,000
						保険・他活動費		71,000	70,180
						慶弔費		80,000	95,000
						交通費		0	0
						その他		0	0
B 施設維持管理 / 分担金	合計(前年度繰越金を含む)		12,365,432	12,365,578		集会所運営費		989,000	627,456
	前年度からの繰越金		12,363,432	12,363,432		水道光熱費		600,000	573,501
	受け取り利息		2,000	2,146		消耗品		50,000	18,493
	雑収入	その他	0	0		施設維持管理費		300,000	0
	小 計		2,000	2,146		集会所防火管理費		24,000	29,630
	(前年度繰越金は含まない)					AED設置・管理費		15,000	5,832
						その他		0	0
						A7 予備費		300,000	0
						A9 その他		0	3,600
						小計(次年度繰越金は含まない)		4,904,500	3,965,316
C 施設維持 / 管理分担金	合計(前年度繰越金を含む)		12,405,197	12,096,223		次年度への繰越金		14,457,547	15,443,438
	前年度からの繰越金		11,405,197	11,405,197		合計(次年度繰越金を含む)		12,365,432	12,365,578
	受け取り利息		0	2,146		銀行手数料		0	0
	佐倉市助成金	街路灯補助金	1,000,000	688,880	道路管理課(含LED助成)	集会所維持管理費		0	0
	小 計		1,000,000	691,026		その他		0	0
D 建替等集会所	合計(前年度繰越金を含む)		32,011,841	32,017,815		小計(次年度繰越金は含まない)		0	0
	前年度からの繰越金		30,143,441	30,143,441		次年度への繰越金		12,365,432	12,365,578
	受け取り利息		0	2,824		合計(次年度繰越金を含む)		12,405,197	12,096,223
	会費/積立金	正会員	1,868,400	1,871,550		銀行手数料		2,000	1,296
	小 計		1,868,400	1,874,374		街路灯維持管理費		1,000,000	833,147
E 災害準備金	合計(前年度繰越金を含む)		6,185,264	6,189,815		小計(次年度繰越金は含まない)		1,002,000	834,443
	前年度からの繰越金		5,665,564	5,665,564		次年度への繰越金		11,403,197	11,261,780
	受け取り利息		700	751		合計(次年度繰越金を含む)		6,185,264	6,189,815
	会費/積立金	正会員	519,700	523,500		銀行手数料		420	432
	小 計		519,700	524,251		太田消防団助成金		400,000	400,000
合計金額	2016年度収入合計金額 (前年度繰越金は含まない)		8,831,180	8,579,584		災害支出		0	0
						小計(次年度繰越金は含まない)		400,420	400,432
						次年度への繰越金		5,784,844	5,789,383

収入 - 支出 2,524,260 3,379,393
 収入・支出はAからEまでの全ての金額の合計で計算してあります。
 次年度繰越金 76,022,861 76,877,994

平成28年10月15日

■自治会のしおり発刊要領

総務部

1. 基本的な考え方

- 1) 近年その重要度が高まっている大規模災害時を念頭においた緊急連絡網としての位置づけをより明確にします。
 - 2) 同時に、住民自治の原点に立ち返った「住民の使い易さ」に繋がるアイデアがあれば追記が可能となるよう柔軟な編集とします。
- そのため、班長各自が、最低1回以上、原稿に目を通すことが出来るよう全員参加に配慮した担務分けを行います。

2. スケジュール

11月までに同意書を集約し、並行して原稿案を策定、年度内には発刊準備を整えます。
1～2月に予算ならびに発行可否の最終決定を経て、3月総会付議準備、4月（新年度）に配布する予定で進めます。

<役員会>

10/15（土）…	しおり発刊要領案／同意集約依頼書面の再確認 スケジュール、各部担務の再確認	第7回役員会
11/19（土）…	各部初稿案集約	第8回役員会
12/17（土）…	各部初稿案決定	第9回役員会

<班長会>

10/15（土）…	同意書配布／スケジュールと役割分担説明	第7回班長会
11/12（土）…	同意書集約期限	各班長宛
11/19（土）…	集約結果報告、作業分担再確認	第8回班長会
12/17（土）…	名簿原稿集約期限（各班長⇒総務宛） 集約同意書原本および各班別名簿修正部分コピー提出	第9回班長会

3. 班長の担務について

基本的な考え方にもとづき以下を予定しております。

- ① 同意書の配布と集約、② 班別名簿の作成・校正

※作業を通じ最低1回は全編に目を通し、質問、疑問などあれば所属部毎に意見を集約して頂くよう依頼します。

4. 各部の担務について

各部毎に主管する部分の記述を点検し、加筆・修正などあれば意見を挙げてください。
作業量によっては、各部任せとせず必要に応じて役員会の協力を要請します。

平成28年10月15日

■自治会のしおり発刊要領

総務部

5. しおりの概要について

現行をベースに見直す必要があれば役員会・班長会に説明し、確認を経て作業を進めていきます。

1) 主管部毎に担務を決め初稿案を作成する

例) 規約・別表・組織図関係→総務・会計・監事、自主防災活動要領→防犯・防災、集会所使用規則→福祉、集会所消防計画→施設、…など

2) 上記をベースにしつつ各部ルーティン業務、内規等を新たに加える

例) 会計・出納関係内規(会計)、一斉清掃実施要領(環境)、夏祭り実施要領(行事)など、各部が主管する定例行事実施要領、諸注意など不変的な事項の追記を想定。

※既に作成配布した資料をベースにするなど特定部に大きな作業負担を掛けない。

3) その他の検討事項

予算(装丁、部数)、所持ルール(配布・回収)など、基本的には、本発刊要領に沿って総務部主管で進めます。その中で、役員会・班長会の了解を必要とする事項があれば、適宜、定例会合に諮ることとします。

【 校正などの作業割り振りイメージ 】※文字校正など軽微な点検を主としています。

<u>P 割</u>	<u>担務</u>
目次	→ 総務 以下、一人 1P を目安に割り振り
01～03	… 正副会長 (3名)
04～06	… 正副総務 (3名)
07～08	… 正副会計 (2名)
09～10	… 総務・会計 別表①～③
11～13	… 正副防犯・防災 (3名)
14～15	… 正副行事 (2名)
16～18	… 防犯・防災 別表①～②
19～21	… 正副環境 (3名)
22～23	… 正副福祉 (2名)
24～25	… 正副施設 (2名)
26～27	… 監事 (2名)
28～29	… 総務 (6名)
30～39	… 総務 (6名)
40～63	… <u>班長全員 (54名) → 班別名簿の作成・校正</u>
64～74	… 総務 (6名)

自治会の継続性を担保する試案について

◆グループ班長制の提案→5人組で現行の班長業務を分担するイメージ（以下を参照）

凡例）前…前班長、現…現班長、新…新班長、翌…翌年班長、翌々…翌々年班長、代…グループ代表者

＜2017年度グループ班長（移行期）＞ 現行；3（1人）が班長→移行期；1～5（5人）で分担

前	現	新	翌	翌々					
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11

＜2018年度グループ班長（2年目）＞ 2年目；1～5（5人）が退任→6～10（5人）の新任で分担

現	現	現	現	現	(代)	新	新	新	新
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11

＜2019年度グループ班長（3年目）＞ 以降、同様の考え方で5人グループが輪番していく

免…免除者発生の場合

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
20	19	18	17	16	15	14	13	12	免
				新	新	新	新	(代)	

＜2020年度グループ班長（4年目）＞ 同上

新	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	20	19	18	17	16	15	14	13	12	免
新	新	新	(代)							

＜2021年度グループ班長（5年目）＞ 同上（ほぼ5年に一回でグループ班長が廻ってくる）

	新	新	(代)	新	新					
1	2	3	4	5	6	7	8	9		10
20	19	18	17	16	15	14	13	12		免

＜想定される導入効果＞

- 1) 現行の輪番制、原則1年ルールは不変 ※規約改正なしに試行可（班の自主性を尊重）
- 2) （各班1名の班長） = （輪番班長）→ 【グループ代表者】※グループ内互選も可
- 3) 仕事量 = （15）→ 【3×5名で分担】※分担方は自由設計
- 4) ↓ハードルを低減 ↓ = ↓責任・業務負荷軽減 ↓※免除者、非会員に再考の余地（心理的・身体的な）
- 5) ↑班内のコミュニケーション促進化 ↑ → ↑ 班内自治意識の向上 ↑
- 6) 高齢・チャレンジド・子育て世帯の参加環境整備（地域の安心・安全度が向上）
- 7) 班長でなくても自発的な特定業務への参加がしやすくなる（自治会の進化・若返り）

※上記は、あくまで試行（案）です。導入から定着には最低5年間が必要となります。

2017年度 事業計画（案）

2017年度は、これまでの自治会活動を踏まえ、より一層良好な居住環境の街づくりを推進していきます

1. 防犯防災に関する事項

- (1) 佐倉市役所・佐倉警察署・佐倉消防署・太田消防団・山王小・根郷中への挨拶
- (2) 定期防犯パトロールの実施(山防会と合同)
 - ① 毎月第1・3火曜日(昼間)
 - ② 毎月第2・4水曜日(夜間)
 ※3ヶ月に1回、参加予定表を作成し全班長に参加を依頼
- (3) 佐倉警察署との合同パトロール実施(年間5～6回)山防会と合同
- (4) 移動交番の開設と合同パトロール(毎月、山防会と合同)
- (5) 防災委員の追加公募
- (6) 山防会・山王小学校区まちづくり協議会・防災委員・太田消防団との情報交換・連携
- (7) 佐倉警察署からの情報による犯罪発生状況、不審者情報を回覧(毎月)
- (8) 山王自治会内で発生した犯罪(空き巣・痴漢事件等)・不審者情報事案の内容回覧
- (9) 佐倉市・佐倉警察署・佐倉消防署主催の各種防犯、防災防火訓練及び研修会へ参加
- (10) 山王小学校スクールガード連絡会議への参加
- (11) 自主防災活動【自主防災会議との連携】
 - ① 自主防災整備計画の推進
 - ② 自主防災避難訓練の実施
 - ③ 自主防災講習会などの機会を増やし住民意識の醸成を図る
- (12) 防犯のぼり旗の確認・交換
- (13) 防犯防災部の会議実施(班長会終了後等)

2. 行事に関する事項

地域住民の親睦と融和を図ることを目的とし、交流の場として2017年7月22日(土)に山王小学校正門内広場及び体育館にて夏祭りを実施する予定

- (1) 大人も子供も楽しめるような夏祭りを目指し、企画、実施する
- (2) 山王地区や近隣地区の各団体に参加、協力を呼びかける
- (3) 準備や当日の活動での安全確保を優先する(保険加入や水分補給など)
- (4) 抽選会の景品や参加者配布の飲料、イベントなどを見直し、集客力のアップを目指す
- (5) 祭り会場の火気の取り扱い対して、十分配慮する
- (6) 夏祭り以降は、各部を横断的に支援する

3. 環境に関する事項

きれいな街、良好な居住環境を維持し保全していくための活動を行う

- (1) 公園等清掃
 - ① 全戸一斉清掃の実施(6月、11月)
 - ② 班別清掃の実施(9月、2月)
 - ③ 側溝清掃の実施(6月の全戸一斉清掃に併せて実施)
 - ④ 市役所との連絡・調整
 - ⑤ 市役所への公園清掃実施報告書の提出(前期9月、後期2月)
 - ⑥ 千葉敬愛短期大学及び愛光との連携
- (2) 空地の雑草除去
 - ① 雑草繁茂状況一斉調査(7月、10月)
 - ② 空地所有者に対する雑草除去を要請するための市役所への要望書の提出(7月、10月)
 - ③ 雑草除去の確認、雑草除去の再要請等

- (3) 街の美化に関する広報
- (4) 会員の要望への対応
- (5) 清掃用具の維持管理
- (6) 倉庫の鍵の管理

4. 福祉に関する事項

- (1) 日本赤十字社に社資納入 5月 予定
- (2) 佐倉市社会福祉協議会会費納入 5月 予定
- (3) 社会を明るくする運動「愛の一円募金」に協力し、社会を明るくする運動
佐倉市推進委員会へ募金の実施 6月 予定
- (4) 根郷地区社会福祉協議会主催による「敬老の集い」への協力支援
山王地区対象者への案内状配布 8月 予定
出欠の確認報告、記念品の配布 8月・9月 予定
敬老のつどいへの応援支援
- (5) 「赤い羽根共同募金」に協力・実施 11月 予定
- (6) 「歳末たすけあい募金」に協力・実施 11月 予定
- (7) 高齢(独居)・チャレンジド・子育て世帯等への求めに応じた出来る支援の試行

5. 施設に関する事項

- (1) 集会所維持管理に関する事項
集会所改装(2018 年 4 月着工予定)に向けて集会所検討委員会に関係部とともに役員会代表として
参画し、議論進捗を班長会に定例的に報告する
併行して、施設部内で部としての発展的解消も視野に役割・機能・あり方を見直す議論を開始する
- (2) 施設に関する事項
 - ① 集会所使用料金の徴収(毎月)
 - ② 集会所使用の予定表・実績表・使用届などの管理(毎月)
 - ③ 集会所のコピー機、印刷機、空調機、その他設備の修理点検
 - ④ 集会所のコピー機、印刷機のリース更新及び交換の時期にともない機種変更の検討
 - ⑤ 設備消耗品の補充(随時)
 - ⑥ 集会所の清掃当番表の作成ならびに掲示
 - ⑦ 集会所の鍵保管者名簿の作成ならびに掲示
 - ⑧ 集会所内の清掃
 - ⑨ コピー機ユーザー管理(随時)
 - ⑩ コピー機カウンター報告、カウンターリセット(毎月)
 - ⑪ 使用団体への説明会の実施
 - ⑫ 倉庫、押入れにある各団体所有物の扱い、管理の徹底
 - ⑬ 集会所 AED の保守対応
 - ⑭ 集会所回りの植栽管理(伐採、刈り込み等)
 - ⑮ 省エネ型空調機、トイレの洗浄便座、太陽光発電、事務用パソコンの購入等の要望を
集会所建物改造計画に合わせて検討していく
- <街路灯維持管理業務の移管後対応(時限的措置)>
 - ① 街路灯不具合への対処(佐倉市への連絡窓口)
 - ② 業務移管先の周知(市対応窓口の周知徹底)
 - ③ 周知完了に伴う業務完了報告(時限的措置の解除)

6. 助成に関する事項

- 以下の団体に対し、その活動を支援するため、助成を行う
山王コバルト子ども会 山王ワンツークラブ 山防会 太田消防団

7. 会計に関する事項

(1) 自治会費等に関する事項

- ① 自治会費、集会所積立金、災害準備金及び賛助会費の集金（前期、後期）
- ② 各部及び各班長からの支出提示金に対する勘定科目毎の支払い及び集計
- ③ 業者等への支払い及び集計
- ④ 佐倉市からの補助金(助成金)の受領及び集計

(2) 2017 年度決算と2018 年度予算案の作成

8. 総務に関する事項

- (1) 会議運営の効率化(プロジェクター活用による紙媒体の削減と会議時間の効率化)
- (2) 「自治会のしおり」(2年に1回)の発行
- (3) 広報委員会による紙媒体に偏った情報発信の是正(回覧板・掲示板・手段の見直と効率化)
- (4) 自治会活動の継続性を担保する試行の議論を継続
継続性担保とは、輪番制・1年任期であっても継続的な課題を先送りしない住民の輪を目指すものです

2017(平成29)年度 予算案 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)

平成29年4月1日現在

勘定科目	収入		金額(円)	摘 要	支出		金額(円)	摘 要
	項目1	項目2			項目1	項目2		
合計金額	収入合計金額 (前年度繰越金を含む)		84,781,257		支出合計金額 (次年度繰越金を含む)		84,781,257	
A さくら山王自治会	合 計 (前年度繰越金を含む)		20,939,934		合 計 (次年度繰越金を含む)		20,939,934	
	前年度からの繰越金		15,443,438		銀行手数料		6,500	
	受け取り利息		216		防犯防災関係		200,000	
	会費/積立金		4,608,600		防犯防災		100,000	
	正会員		4,380,600	@4200 x 1043名	自主防災関連		100,000	防災避難訓練費用
	賛助会員		228,000	6件	その他		0	
	佐倉市助成金		657,680		各種行事関係		1,600,000	夏祭り
	公園清掃補助金		226,280	公園緑地課	環境衛生関係		70,000	カラスネット・用具等
	振興交付金		311,400	自治人権推進課	福祉関係		410,000	日赤20万 社協20万
	業務委託料		120,000	自治人権推進課	助成金		350,000	山防会35万 ワンツークラブ10万 子ども会10万
	その他		0		事務関係費		2,234,500	
	雑収入		230,000		総会費		120,000	議事書作成費用
	集会所使用料		180,000		しおり作成		400,000	2017年度発行予定
	その他		50,000		会議事務用品		203,000	プロジェクター、ホワイトボード
	-				事務消耗品等		550,000	コピー機リース/カウント コピー用紙 印刷機インク/マスター
	小 計 (前年度繰越金は含まない)		5,496,496		役員活動助成費		335,000	会長2万 副会長/部長 1万5千 副部長/監事7 千 その他3千
					役員会費		0	
					渉外対外費		10,000	愛光祭り賛助金
					保険・他活動費		71,500	自治会活動保険
					慶弔費		145,000	
					交通費		0	
					その他		400,000	広報委員会
B 施設 分 担 金 維持会 管 理 /	合 計 (前年度繰越金を含む)		12,367,724		合 計 (次年度繰越金を含む)		12,367,724	
	前年度からの繰越金		12,365,578		銀行手数料		0	
	受け取り利息		2,146		集会所維持管理費		0	
	雑収入		0		その他		0	
	小 計		2,146		小 計 (次年度繰越金は含まない)		0	
	(前年度繰越金は含まない)				次年度への繰越金		12,367,724	
C 施設 分 担 金 維持会 管 理 /	合 計 (前年度繰越金を含む)		11,263,926		合 計 (次年度繰越金を含む)		11,263,926	
	前年度からの繰越金		11,261,780		銀行手数料		0	
	受け取り利息		2,146		その他		0	
	佐倉市助成金		0		小 計 (次年度繰越金は含まない)		0	
	街路灯補助金		0		次年度への繰越金		11,263,926	
D 集会所 積立金 建替等	合 計 (前年度繰越金を含む)		33,898,039		合 計 (次年度繰越金を含む)		33,898,039	
	前年度からの繰越金		32,017,815		銀行手数料		0	
	受け取り利息		2,824		その他		0	
	会費/積立金		1,877,400	@1800 x 1043名	小 計 (次年度繰越金は含まない)		0	
	正会員		1,880,224		次年度への繰越金		33,898,039	
E 準 備 金 災 害	合 計 (前年度繰越金を含む)		6,311,634		合 計 (次年度繰越金を含む)		6,311,634	
	前年度からの繰越金		5,789,383		銀行手数料		432	
	受け取り利息		751		太田消防団助成金		400,000	
	会費/積立金		521,500	@500 x 1043名	災害支出		0	
	正会員		522,251		小 計 (次年度繰越金は含まない)		400,432	
合計金額	収入合計金額 (前年度繰越金は含まない)		7,903,263		支出合計金額 (次年度繰越金は含まない)		6,005,432	

収入 - 支出 1,897,831

次年度繰越金 78,775,825

2017（山王自治会）自主防災体制整備計画 検討項目 & 実行スケジュール表

（2017.01.15改訂）

個 別 検 討 項 目	H29年1月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	備考
【計画の目的】 「何よりも最優先に住民の生命を守る！」	▼1/2(土) 役員会	▼2/18(土) 班長会 役員会・班長	▼3/18(土) 役員会・班長	▼4/15(土) 役員会・班長	▼5/20(土) 役員会・班長	▼6/17(土) 役員会・班長	▼7/15(土) 役員会・班長	
		◆2/4(土) 自主防災会議	◆3/4(土) 自主防災会議	◆4/8(土) 自主防災会議	◆5/6(土) 自主防災会議	◆6/3(土) 自主防災会議	◆7/8(土) 自主防災会議	
A. 「自主防災体制整備のに関する提案書」作成～提出	◆	『自主防災会議』 ○「職務」「活動目的」「活動内容」を早期に明確にする。 ○軌道に乗るまでの間、毎月1回定例開催する。						
B. 実行計画&スケジュール案(ロードマップ)の作成	◆							
C. 自治会内部の自主防災体制の整備								
①「自主防災会議」の拡充(組織作り) ◆⇒定例開催	○							
D. 中長期自主防災計画の立案・策定		「平成29年度自主防災活動計画」を最優先に作成する。						
1. 「自主防災体制整備計画書」の策定								
①「自主防災体制整備計画書」の立案・作成	○							
②自主防災の「具体的運営案」の立案・作成		○						
③事前防災対策(具体策)の実行に向けた検討					○			
2. 要員の育成								
①班長・ブロック長対象の防災実務訓練の実施					○計画	◆実施		
②「防災カルテ」「防災マップ」の作成				○				
3. 関係機関との連携強化								
①近隣の関係機関・施設との連携強化 ⇒市役所・消防署・消防団・山王小・根郷中 他 ※情報連携の為の「情報連絡会」等の設置					○計画			
4. 住民の「防災意識」の向上・促進								
①「自主防災訓練」の実施・・・対象別・目的別に実施		○計画						
②「防災ニュース」の発行・・・自治会HPとの連携			○計画	◆実施	◆実施			
③「(震災体験者による)体験講演会」の開催					○計画			
④(住民同士のコミュニケーション強化を目的とした) 「防災イベント」の開催・・・上記ア. との関連					○計画			
5. 災害時の住民支援体制の事前構築・整備								
①災害時の住民支援体制の検討スタート					○			
E. 予算案の作成・確保		○						
①「自主防災整備計画」実行に向けた新予算案の執行				○				
F. 来期自治会役員への引き継ぎ								
①今年度役員・・・次年度サポート役としてバックアップ			○					

【自主防災訓練】
 ①避難訓練・・・9月実施
 ②消火器訓練
 ③初期救急訓練
 ④(起震車)地震体験訓練
 ⑤子供用防火服着用訓練
 ⑥AED・CPR訓練
 ⑦(水)浄化機訓練
 ⑧高齢者(要支援者)避難訓練
 ⑨車いす・けが人搬送訓練
 ⑩煙体験訓練
 ⑪炊き出し訓練

◆情報発信のあり方について = 実行計画（案） =

総務部・広報委員会

実 施 事 項	H28 年度			第 1 Q	第 2Q	第 3Q	備考
	1/21 (土)	2/18 (土)	3/18 (土)	4 月～6 月	7～9 月	10 月～12 月	
専門委員会設置 ☐ メンバー選出 ☐ 予算措置 ☐ ネット環境・PC 機器	● ◎	◎	○	◎			◆時限措置 or 恒久化
課題抽出 ☐ 媒体 ☐ 伝達手段 ☐ 重要度・時宜			○ ○ ○	● ◎ ◎ ◎			◆改善提案の受け皿
回覧物 ☐ 回覧板 ☐ 集会所内掲示物 ☐ 屋外掲示板			○ ○ ○	● ◎ ◎ ◎			◆定期的な検証体制構築
補完・記録・対策 ☐ HP 必要度調査 ☐ 継続性担保 ☐ 導入可否		○	○ ○	● ◎ ◎ ◎	(諸準備) (仮稼働)	(課題抽出) (検証・対策) (本稼働)	◆弱者対策の必要性 ・操作講習会 ・機器サポート ・Q&A 照会窓口 など

凡例) ●…期限、◎…目標、○…想定

【お断り】日常的な疑問やご意見などは、班長経由やご意見箱（集会所のポスト）等で、適宜、吸い上げる仕組みになっています。総会は、限られた時間内で参加した住民の皆様の貴重な時間をシェアして自治会の重要課題を討議し、一年間でやるべきことを議決する場です。従って、事前に集約した質疑書についての回答は配布資料をご参照ください。

質疑通告書と回答

見方として、＊質疑通告の内容は、出来る限り忠実に原文どおりの表記としております。

＊質疑通告者の分かり易さへの配慮から必ずしも議案ごとの分類とはなっておりません。回答は、⇒以降で表記しております。

＊初めに、出席表明者、次に欠席者からの質疑をまとめております。

《総会出席表明者からの質疑》

【第4号議案 関係団体助成について】

□19班 池本恒雄さん

議題の内容は、「予算案参照」ということだが、これは山防会、ワンツークラブ、子ども会に対する助成金のことか。もしそうであるなら、山防会の助成金が、2015年度の実績として20万円から15万円に変更となり、2016年度も同様に15万円の実績として計上されている。山防会が今後も15万円で運営可能ということであれば、2017年の予算計上を15万円に変更した方が納得できる。もし、予算額を20万円に据え置く場合の理由を確認したい。⇒ご指摘の通り2/18班長会後の供覧「議案書」では山防会のみが何の議論も経ずに突出しておりますが、3/18役員会資料では、本年度計上額の15万円にこれもまた何の議論も経ずに戻されています。本件は、総会当日に、自治会長がお答え致します。

【第5号議案 継続性担保の試行について】

□19班 池本恒雄さん

自治会会員の高齢化、地域住民の安全等を考えれば、班内のコミュニケーション促進は必要と考える。また、最近の自治会活動で、班長の職務量も増加傾向にあることから、班長の負担を軽減したいという趣旨も理解できる。これに関し、次のような内容で「質問」「意見」を申し上げたい。

（質問）；①今回の案は、5名でグループを作り、班長職務を分担するという案だが、それぞれの班の実情を考慮し、グループの人数の変更も可能か。（班員が20名以上の班であれば、5年に一度の割合で幹事役が回るが、我々19班の場合、班員が15名程度しかいないため、3～4年周期で回る勘定となる。）⇒（各班で主体的に決定することなので）可能です。②グループ班長は、従来の班長と同様のイメージをしているが、他の班長の役割イメージが分かりにくい。現時点で、どのような職務の分担を考えているのか教えて欲しい。（例えば、定期防犯パトロール？）⇒班の「まとめ役」という従来の役割のまま変更ありません。しいていえば、「作業役」という機能は、他の4人と分担出来るイメージです。

（意見・要望）：原稿案では、2017年度からスタートするイメージになっているが、実施に当たっては、班内での意見集約を図る必要があるのではないか。2017年は、班内での意見集約を行い、方向性を決める期間に当て、実施は2018年からとする方が良いのではないか。

【お断り】日常的な疑問やご意見などは、班長経由やご意見箱（集会所のポスト）等で、適宜、吸い上げる仕組みになっています。総会は、限られた時間内で参加した住民の皆様の貴重な時間をシェアして自治会の重要課題を討議し、一年間でやるべきことを議決する場です。従って、事前に集約した質疑書についての回答は配布資料をご参照ください。

⇒いつから導入するのも班毎に決定できます。

□43 班 門脇秋夫

案では、現行 1 人の班長の業務を 5 人で分担するという内容のようであるが

- ① 何故 5 人のグループにするのか、4 人では、3 人では、2 人ではダメなのか
- ② グループ制にする主旨がわからない

現在でも班長の仕事は「とてもやりきれない」程の量ではなし 1 人で十分にこなせる量である。グループ制にすることになっても誰か一人に集中してかえって不満が大きくなることも考えられる。何故このような案が出てきたのかその背景を知りたい。

⇒背景は、一年で総代わりする任期の問題が、自治会活動の継続性にとって最大の障害という認識です。現在、2 年までの任期は認められています、2 年継続された例をほとんど聞きません。理由は簡単です。人の面倒を引き受けるのは 1 年で十分。それ以上見たくないほとんどの住民が思っているからです。この固定観念を変える小さな一歩が提案の主旨です。自治会の活動は、作業分担を主に組み立てられていて、現状の課題をどう改善していくかという考える機能が欠如しています。どこまでも班長作業を軽減するのは、逆にいえば、真に考える機能や時間を確保するために必要だからです。加えて、当事者意識の醸成です。集団が大きいとその活動をあまり自分には関係ないからどうでもいいと思うでしょうが、隣近所の問題ならばどうでしょうか。他人事を決められるでしょうか。自分だけ抜けるとか関係ないとか言い出せるでしょうか。少なくとも（予め 1 年間の行事が分かっているたった）月一回の（しかもたった 90 分の）班長会を欠席する班はなくせるはずです。

□25 班 花坂美智子さん

第 5 号議案について 5 年間拘束されるのは長すぎる。5 人で協力も難しいのでは？

⇒5 年間拘束されません。現状でも全く拘束されていません。5 人ですら協力できないような住民で 1000 戸を越える自治会の活動は成り立ちません。

□25 班 今瀧博文さん

5 年より、組む方によって大変になる気がします。5 年は長すぎる気がします。⇒同上

議案書の回覧と賛否の事前表明記入を同時に見ながらしなければ、会員は正しい判断ができないのでは⇒総会の本旨に戻す意図しかないのをご本人が感じたままがその方にとっての正しい判断と言えます。その結果を総会でご確認頂くしか方法はありません。

□34 班 松尾憲之助さん

一年間ご役目ご苦労様でした。第 5 号議案以外は例年の議題で、内容は理解できますが、第 5 号議案は、提案の目的・内容など明確に記載してなく私には理解できません。今回の総会から欠席者も賛否を表明することになりましたが、この内容では賛否を表明できないと心配します。まだ十分時間があるので分かりやすい資料にする考えはありませんか。

重要な総会ですから。

⇒恐らく理解しようと思って読まなければ理解出来ません。ご自身が素直に理解しようと

【お断り】日常的な疑問やご意見などは、班長経由やご意見箱（集会所のポスト）等で、適宜、吸い上げる仕組みになっています。総会は、限られた時間内で参加した住民の皆様の貴重な時間をシェアして自治会の重要課題を討議し、一年間でやるべきことを議決する場です。従って、事前に集約した質疑書についての回答は配布資料をご参照ください。

思わなければ他のどんな資料で体裁を整えても同じ結果です。総会の本旨を重視しているからこその手順を踏んでいることもあわせて申し添えます。

□63班 佐々木優さん

第5号議案 継続性担保の試行（案）の内容が分かりにくかったので総会で分かり易く説明してください。⇒分かりました。そのように努めます。

□9班 渡辺泰子さん

第5号議案 理解出来かねるので分る様に説明して欲しい。

議案書は、事前に各戸に配布して頂きたい。⇒総会の本旨に照らし供覧を選択しました。

【第6号議案 2017年度事業計画（案）承認の件】

19班 池本恒雄さん

□安全防災に関する事項

（質問）：もし、大規模災害が発生し、市役所内等から住民に対し避難指示や勧告等が発令された場合、自治会としても地域住民を安全に誘導する責任があると思う。班員の中には一人で動けない住民もいると思われるので、そのバックアップ体制を考える必要がある。（自主防災体制整備計画には記載されている。）現時点で、住民支援対象者は把握されているのか。また、そのバックアップ体制が確立されているのか。（その場合、自治会未加入者も考慮する必要があると思う。）⇒大規模災害時に、「公助」の観点からであれば、自治会に住民を安全に誘導する責任はありません。あるとすれば佐倉市です。要介護者・要支援者の把握と救援の責任も佐倉市にあります。「共助」の視点でいえば、行政関係なく自主的に整備する必要があると思われるならあります。ないと思われるならありません。前年度は、あると思われる防犯・防災部員が多くいたため班長会で決議し、自主防災整備計画を複数年に亘り整備しようという活動に当自治会は踏み出しています。盲点は、今年度の自治会班長会の多数で（各班長自身がそんな面倒は引き受けたくない）、その必要がないと判断される場合は、本活動は頓挫することになります。

（要望）：企業等では、有事の場合に備え、自主防災組織を組織しているところが多い。その場合、指示命令系統を明確にするため、役割分担毎に「旗」や「腕章」等で区分している場合が多い。自治会としても、自主防災組織を構築していることを考えれば、上記のような役割分担毎の目印を準備しておく必要があるのでは。また、避難誘導等を円滑に行うため、ブロック毎あるいは班毎の「旗」等も準備し、訓練時から班員に周知することも必要と考える。⇒自主防災体制整備計画で発足済のワーキングチームに検討して頂きます。

【その他】

19班 池本恒雄さん

（要望）：今回、定時総会議案書の全戸配布を止め、班長会決議資料を使用するということだが、出来れば定時総会前に全戸配布して欲しい。今回のケースだと、3週間弱で出欠確認

【お断り】日常的な疑問やご意見などは、班長経由やご意見箱（集会所のポスト）等で、適宜、吸い上げる仕組みになっています。総会は、限られた時間内で参加した住民の皆様の貴重な時間をシェアして自治会の重要課題を討議し、一年間でやるべきことを議決する場です。従って、事前に集約した質疑書についての回答は配布資料をご参照ください。

と質疑報告書の提出期限が定められているため、資料を熟読する時間の余裕はなく、次の班員へ回覧することになる。特に、昼間、仕事をされている方々は、なお更時間の制約は厳しいと考える。⇒**昨年のスケジュールでは、議案書を全戸配布から出欠及び委任状の回収まで1週間ありませんでした。例年でも、実質2週間を確保出来ていません。今回は、総会の本旨である一人でも多くの住民にご出席頂くために改善の意図をもって実施しました。（主旨をよく理解できずに、「私は、反対だけど多数決なのではない」と思われた方が、一部にいたため、無用な混乱や不安を招いたきらいは排除できませんが）**

27 班 滝 壮一郎さん

□買い物難民の件

現在山王地区は、町内に商店等がなく買い物難民化（特に、老人）しています。買い物は住みよい街づくりには必須条件です。これは対し自治会はどのように対応していきますか。

⇒（申し訳ありませんが、買い物難民の定義からしても、生協などの民間宅配サービスの選択肢を考えても）対応いたしかねます。

55 班 渡邊正紀（会長・総会主催者）

■総会のありかたと議案の賛否について

自治会の総会は自治会の最高あるいは最終の議決機関であることは言うまでもないことですが、今年度の総会を前に出欠の確認と質疑書を集めるのは良いとしても、総会の審議を行わない前に議案の賛否まで出させるのは総会の位置づけを軽く見るだけに留まらず、民主的な自治会運営を損なうことになると思いますが、如何でしょうか。

■自治会費の集め方と金額について

年間の自治会費は、上期・下期の2回に分けての6,000円と他に消防団への助成としての500円と年間で合計6,500円を徴収していますが、過去の経緯と今年度の決算を見ても十分に会費を下げる余地があると思いますが、下げられない理由を説明願います。

⇒2件まとめてご自身でご自身にお答えください。（総会では割愛させていただきます。）

43 班 門脇秋夫さん

□総会議案書について

議案書は、各議案について賛否を決する又は疑問点を抽出するための資料となり、そのために十分な検討時間が確保される必要がある。第31回総会資料は、「班長会議決議の供覧用」として回覧で廻ってきた。これでは、各議題について十分に確認することができない。自分のところで確認のために留め置けば次以降の人が確認の時間がなくなってしまうからです。事前に質疑項目を抽出し、総会時間短縮を図るために今までどおりの各個配布が必要だったと思うのですが見解をお聞かせ下さい。

⇒**落ち着いて読めば15分かかりません。注意深く読んでも30分かかりません。なぜなら、例年と大差ない内容だからです。残った最大の課題が、継続性の担保です。これは、大事ななと思って頂けたら、もしくは、何を言っているのかよく説明を聞いてみないと、などと思**

【お断り】日常的な疑問やご意見などは、班長経由やご意見箱（集会所のポスト）等で、適宜、吸い上げる仕組みになっています。総会は、限られた時間内で参加した住民の皆様の貴重な時間をシェアして自治会の重要課題を討議し、一年間でやるべきことを議決する場です。従って、事前に集約した質疑書についての回答は配布資料をご参照ください。

って頂けたら、それで総会に一人でも多くの方が出席して頂けたらとの意図しかありません。自治会の本来の活動に戻すための一歩とお考え頂けたら幸いです。

□物井駅・駅周辺の件

4 班 大川 徹さん

- ① 物井駅前に葬儀場建設の予告看板が出ている。（駅に向かって左側）平成 30 年夏に OPEN と記載されている。場所は、物井駅前の四街道市の地域であるが、山王住民が利用する物井駅側である。元々駅建設費の一部・駐輪場等は山王自治会員が実質的には負担している。また、山王は風致地区でもある。まず総会にて建設反対の決議を頂き、施主の企業に申し入れと同時に、四街道市に建設許可を下ろさない様陳情願いたい。万が一建設された場合は自治会として、住民全体の損害賠償集団訴訟を起こすことも合わせて決議頂きたい。⇒本総会での議案にはいたしかねます。
- ② JR の物井駅は 6 時後半からが通勤時間帯であるが、平日は 6 時 50 分より 7 時 11 分迄、21 分間上り電車が止まらない。通勤快速は通過となる。しかし、土・日・祝日は快速として、7 時 02 分に停車する。平日の通勤快速に乗ってみると毎回、新小岩を出たところから徐行運転を行い時間的にも千葉・東京間の短縮にもなっていない。物井に停車しても何の問題もない。是非通勤快速を停車する様、陳情頂きたい。成田までで通勤快速が止まらないのは東千葉・物井だけです。物井駅（乗降客 7900 人）より乗降客の少ない酒々井駅（6238 人）のにも停車しています。是非決議頂き陳情願います。（データは全国駅データベースより）⇒本総会での議案にはいたしかねます。
- ③ 駅のロータリーは雨の時、山王の住民の車で大変混雑する。ロータリーの閉鎖されている道路を開放する様、総会決議の上、四街道市にはたらきかけてほしい。
⇒本総会での議案にはいたしかねます。

34 班 松尾憲之助さん

□物井駅前に葬儀場の建設予定がありますが、問題はないか総会で検討の余地があると思います。⇒本総会での議案にはいたしかねます。

□今年度太田消防団の助成金の件で、太田消防団と折衝されましたが、その目的と折衝内容について報告していただきたい。この問題は今年の総会でも大変紛糾した問題です。

⇒大多数の住民の意思を無視し、どうでもいい議論に巻き込まれたというのが、今年の総会の率直な反省です。自前の消防組織を持たない当自治会にとって、太田消防団は、自主防災組織上の欠かすことが出来ない重要なパートナーです。その消防団との関係正常化に向けて、原点に立ち返ろうとした一年でした。しかしながら、大変残念なことに役員会・班長会で何らの合意も得ずに、会長が減額・不払いを、独断で、一方的に、太田消防団に申し入れ、決裂・放置の事態に直面した経緯を、これもまた、役員会・班長会に一切諮ることなく、自身の案を肯定する全住民アンケート実施で乗り切ろうと意図していた事態が発覚しました。そのため、6 月の役員会・班長会で事態收拾を目指し、まずは、太田消防団への助成金を総

【お断り】日常的な疑問やご意見などは、班長経由やご意見箱（集会所のポスト）等で、適宜、吸い上げる仕組みになっています。総会は、限られた時間内で参加した住民の皆様の貴重な時間をシェアして自治会の重要課題を討議し、一年間でやるべきことを議決する場です。従って、事前に集約した質疑書についての回答は配布資料をご参照ください。

会決議どおり支払うこと、次に、次年度以降をどうするのか役員会・班長会で議論していくことを決議したのですが、自身の案に固執し、ただ一人自身の主張を正当化して意見を変えず、9月、10月、11月と毎回の役員会・班長会での度々の決議も無視して12月によりやく会長から支払うとの表明がありました。しかしながら、年内に支払う手続きを進めていた会計部からの書類押印依頼に、まとも、間際で、「会長印を押さない、1月で再度、役員会に諮る」との一点張りとなり、1月役員会の場でようやく書類に押印し、決済されたことが顛末です。一連の決議経緯は、議事録に記載し、全住民に回覧していますが、組織として体をなさないかなり恥ずかしい事態のため詳細についての記述はしておりませんでした。しかしながら、住民の皆様の知る権利はあると考え、2度とこのような暴挙がないよう事実関係を記録に残す意味であえて公開させていただきます。恐らく総会の場合でも、会長ご自身からは、「そのような意図はなかった。全住民のためを思い、浮いた40万円は、全住民に返金するつもりだった。」との釈明があると思われますが、無用な時間を浪費しないよう円滑な進行にご協力ください。

□31班 中務清孝さん

渡邊会長殿 31班 中務です。今年度の総会議案が回覧で届きました。総会議案は、招集通知書に添付し会員各自に送達されるべきものと考えますがいかがでしょうか。「議案書は総会議決後に各戸配布」とありますが総会には議案書も持たずに参加するのでしょうか。また、議案は、①から⑧まであるようですが、回覧されたものには○号議案という表示がなく議案書の体をなしていないと思いますがいかがでしょうか。8号議案「役員・班長の信任」に至っては資料が何もなく、聞くところによると12日に役員を決める会議が開かれるとのこと。これでは、賛否の意志表示ができません。また、欠席する場合は、『「賛否の事前表明をなさい」』ということですが、規約では、委任状についての規定はありますが、「賛否の事前表明」については規定されていません。規約で規定してから実施すべきではないでしょうか。以上

中務様

仰る通りだと、私も思います。前回の役員会にその趣旨を提言しましたが、役員会の多数意見とはなりません。私の班は、残念ながらほとんどの方が「賛」で戻ってきております。これでは総会が簡単に終わっても、肝心の自治会改革にはなかなか進めません。是非、ご意見として出欠の裏側にご記入して頂き、賛否を出すことは不可能として提出願いたいと思います。 渡邊 正紀 ⇒総会での取り扱いは不適切と判断しています。

□37班 信太真紀さん

以前申し合わせた庭等でのたき火・バーベキューの自粛はまだ有効でしょうか？住民の異動もありバーベキューをしている家庭もあります。

⇒まず、隣近所にご意見を聞いて頂けないでしょうか。その上で、隣近所も含めあまりに目

【お断り】日常的な疑問やご意見などは、班長経由やご意見箱（集会所のポスト）等で、適宜、吸い上げる仕組みになっています。総会は、限られた時間内で参加した住民の皆様の貴重な時間をシェアして自治会の重要課題を討議し、一年間でやるべきことを議決する場です。従って、事前に集約した質疑書についての回答は配布資料をご参照ください。

に余るような行動だと客観的に判断されるならば班長にご相談頂くことでいかがでしょうか。ある意味ご近所づきあいの常識が、今は、限りなく線引きできない時代となっています。その証拠に、むやみに第三者が介入しても問題解決には至らないケースの多くが日常的に報道されています。まずはご近所同士で住みよい環境づくりに相互で声を掛け合える関係構築が第一ではないでしょうか。それをした上でのご意見であれば総会を待つことなく班長会でもっと切実な声として上げられていたと思われかもしれませんがいかがでしょうか。

□4 班 小山幹雄さん

消防団の件

1、今年度の助成金はどうなったのか？⇒（昨年度の総会議決に則り）1月に執行済です。

2、支払いしたのか、したのであれば、25、26、27度の決算書を貰っているのか？

⇒収受しておりません。

3、今年度の夏祭りには消防団の人達は来なかったと思われるが、いかがなものなのか？

もし、来ないのであれば、山王とは一線を期するとしているのではないか。自治会の責任者に考えをお聞きしたいです。⇒会長独断で行事部長に声を掛けるなど厳命しておりました。

4、来年度の予算書の中に40万円が組み込まれているのはどうしてですか？

⇒自前の消防組織を持たない当自治会にとって、過去も、そして、これからも、自主防災上の重要なパートナーだと再認識しているからです。

1、総会資料を各戸配布をしなかった事は如何してですか？⇒総会の本旨に則りました。

会計報告及び次年度の予算案を回覧で回すだけでは時間的に無理が有ると思いますが？⇒無理があるとは考えておりません。例年より実質的な時間を確保しております。

2、コピー機のリース契約が不透明であると思われます。相見積をしたのか？

⇒個別の確認をしておりませんが、住民の皆様の利益に反するような疑義のある不正や不適正な取引があったとの引継ぎを受けておりません。（単年度の班長にその説明責任はありません。）総会当日に監事から追加があれば回答頂きます。

□56 班 星澤康隆さん

Q1 第1号議案 5。敬老のつどい参加者288名と記載されてますが正しいでしょうか。

⇒総会当日に福祉部長から回答します。

Q2 “ 7。次年度引継ぎ事項で太田消防団に飲食に対して改善されましたか。

⇒助成の主旨からして、支出の明細を入手すべきとは考えておりません。

Q3 第7号議案 支出助成金の内山防会（前15万→20万）5万円上がってますがどうしてですか。⇒（事前に役員会・班長会に諮らずに）予算化出来てしまったからです。

Q4 第6号議案 8-(2)2年に一回の発行は短かすぎませんか。⇒短いと考えておりません。

Q5 “ 8-(4)名称が難かしいです。主旨は何か教示願います。⇒第5号議案です。

又グループ班長制は輪番サイクルが今までより5倍速くなり住民負担が増えると思い

【お断り】日常的な疑問やご意見などは、班長経由やご意見箱（集会所のポスト）等で、適宜、吸い上げる仕組みになっています。総会は、限られた時間内で参加した住民の皆様の貴重な時間をシェアして自治会の重要課題を討議し、一年間でやるべきことを議決する場です。従って、事前に集約した質疑書についての回答は配布資料をご参照ください。

ますがどうでしょうか。⇒サイクルが早まることは結果で本旨ではありません。

Q6 平成 28 年 12 月 17 日集会所検討委員会の説明会の案内が、事後の 12 月 26 日回覧で拝見しました。本来は 1 ヶ月前の 11 月に決定し事前に回すべきではないでしょうか。

⇒そのような事実があればお詫び致します。当日追加があれば副会長より説明します。

□15 班 湯本長正さん

一丁目敬愛大学グランド脇道路延長し JR 松葉瀬踏切に通じる道路の開設を市役所に働きかけを願いたい。山王地区の発展のため山王・四街道市物井地区が連携した町作りは是非必要である。

⇒本総会での議案にはいたしかねます。

《総会欠席者からの質疑》＊議案ごとではなく質疑通告者毎に表記しております。

□38 班 判治由紀子さん

・第 5 号議案継続性担保の試行について

原案のとおりでいくと 20 世帯の班では 4 年に一度は班長業務が回ってくることになる。

5 人で分担すれば軽減されるのでは？ということだと思うが、精神的に負担になるのではないかと思われる。また、分担したところで当然負担の大きい人少ない人はでてくる。また、一人で班長を行えば、負担は大きくても自分のペースで行えるため一年間スムーズに行えるが 5 人体制では何をするにも打ち合わせ等が必要となり、以外と負担が増すのではないか。よって、基本的に反対だがいかがか。⇒班別にその考えを妨げるものではありません。

・第 3 号議案自治会のしおり発行について

「自治会のしおり」は基本的に各世帯にはいらないと感じている。とくに大規模災害時の緊急連絡網と位置づけているのであれば、近年、氏名、電話番号も記載しない人も多く各世帯に配布してもあまり意味はないように感じる。ただ、当然、災害時の確認のためには、名簿は必要なことから、名簿原本は、当該年度役員及び各班長が管理することによって、災害時には利用できるかと考えるのがいかがか？⇒現実の災害時にそのお考えで通用しますか？

□14 班 阿部弘一さん

・自治会のしおりの件

現在の 2 年に 1 度発刊のしおりは、3～5 年に 1 度の発刊で良いと思う。規約の変更・追加及び自治会への入退会は変更分のみ追加の印刷物で回覧で良いと思う。

⇒何をもって「良い」と思われるのか感覚論ではなく他者が納得する根拠をお示し下さい。

□41 班 宮崎玉毅さん

今年度の班長会の議事録について、…報告された。…承認された。…説明があった。などの表現が多くその内容の説明が書かれていない。議事録の形を成していないことが多く良く理解できなかった。内容の説明をして頂きたかった。⇒体裁は世間に範をとっております。昨年度の総会の時にお願ひした事項であるが、まだ、未実施のようなので再度お願ひしたい。

【お断り】日常的な疑問やご意見などは、班長経由やご意見箱（集会所のポスト）等で、適宜、吸い上げる仕組みになっています。総会は、限られた時間内で参加した住民の皆様の貴重な時間をシェアして自治会の重要課題を討議し、一年間でやるべきことを議決する場です。従って、事前に集約した質疑書についての回答は配布資料をご参照ください。

山王公園でのサッカーの練習の禁止をしていただきたい。芝がはげて土が風で飛んで穴がほれて怪我の原因となる。⇒そのような約束をした認識はありません。（自治会が、主体的に約束出来ることはありません。）

□53 班 藤原慎太郎さん

議案第 5 号ですが、自治会を継続する為には現行のままでは難しいのは理解していますが、今回の試案で解決できるようには思えません。仕事の役割分担やグループ代表者の選出等を各班で協議となった場合、高齢、仕事等の理由で不公平が想定できるので、更に、議論を深めて欲しい。紙面に記されている以外で具体策はあるのでしょうか？⇒ありません。

□53 班 中田之大さん

第 5 号議案 ちょっと意味がわかりませんでした。⇒総会にご出席頂けず残念です。

□32 班 井上タイさん

昨年暮れにお話のあった山王地区の巡回バスの件はその後そうなったのですか？

⇒自治会として周知しておりません。そのような事実すら存知あげておりません。自治会の誰がお約束したのでしょうか？

□51 班 福嶋俊隆さん

事前の回覧で、第 5 号及び 8 号の内容が不明である。⇒ご理解もご出席も頂けず残念です。

□21 班 宮田義博さん

・第 5 号議案 継続性…… まず書いてあることがわからない。どういう意味で提案しているのか、何をしようとしているにおかわからない。十分な事前説明が必要である。

⇒逆です。知りたいのならば自身で知ろうと努力し行動しなければ何も知ることはできません。自治会は、その努力を怠る人にまで門戸を開き活動している慈善団体ではありません。

・議案書について そもそも総会の議案書は、総会前に全員に配るもので、総会議決後に配るのでは意味がない。なぜ事前に配らないのか。⇒その答えを知ろうと、供覧資料と総会招集案内を縦横にお読み頂ければ（15 分もかからずに）理解できます。そのような平易な日本語で表記しております。また、ご希望の通り議決書をお配りしないよう手続きします。

□55 班 竹内利夫さん

○自治会費値下げの件、○しおり発行の件 発行は不要

※決算書、予算表の表は細かくてとても見にくい！！老人も読みやすい様に大きめをお願いします。次年度より街路灯費用がかからなくなり、100 万（実際は 66 万）は出費がなくなります。これは単純に計算して 1045 軒で割ると 957 円ですから年会費 1000 円は下げら

【お断り】日常的な疑問やご意見などは、班長経由やご意見箱（集会所のポスト）等で、適宜、吸い上げる仕組みになっています。総会は、限られた時間内で参加した住民の皆様の貴重な時間をシェアして自治会の重要課題を討議し、一年間でやるべきことを議決する場です。従って、事前に集約した質疑書についての回答は配布資料をご参照ください。

れます。しおりは前回発行して2年しかたっていないので必要ないと思います。毎年出た人、入った人の名前回覧板で回してもいいのではないかと。そうすると40万、事務関係費の40万と合わせて80万あり更に自治会費を下げる事が出来るのではないかと。年金生活者が増えるなか自治会費も安くなってもいいのではないかと思います。自治会員を減らさない為に、そこまで考えてもよいと思いますが如何でしょうか？

⇒本質を見誤っている恐れが多分にあると考えられるためお考えを採用できません。

□2班 谷中満さん ※満の本来の字はサポートしておりません。

第6号議案のうち山王ワンツークラブへの助成金は反対する

理由として、

1. ワンツークラブは、任意の団体であること。
2. 参加されている人達は活動費（自分の）支払能力が有ること。
3. 有資格者の一部（少ない）に助成金出すことに問題有り。

⇒賛否に反映されるべきご意見と思います。

□44班 藤代敏夫さん

平成29年度予算（案）中（7号議案）太田消防団助成金400000円を他の消防団等を参考にすると200000円ぐらいで良いのではと思います。400000円→200000円減額

⇒住民の安心安全に直結する問題と判断しており現時点で助成費の加減は採用できません。

□5班 伊藤誠さん

- 1.山防会2017年の予算が5万円UPしているのは何故ですか？⇒15万円に戻します。

山防会、こども会、ワンツークラブの会計報告はいただくのでしょうか？添付して欲しい。

⇒前年度役員はその任にあたれません。その必要性も判断しておりません。

- 2.質疑ではないのですが、自治会費の値下げを希望します。（年3500円位に）

- 3.駅から2丁目ローソン通りまでの街路灯が片側だけなので両側にあっても良いかと！！

⇒現時点、2、3ともご意見の主旨では採用できません。

□18班 西脇泰伸さん

消防団助成金について 第2号、4号、7号議案に対して承認出来ません。助成金であれば毎年きちんとした会計報告書が消防団から提出されていない。強制されて支払われる事ではない。あくまでも後援会費として自主的に会員になった人だけ払う様にして下さい。

⇒ご自身の賛否はご意志のとおり議決集計に反映されています。消防団の件は、ご認識とは異なる経緯があるため採用出来ません。

【お断り】日常的な疑問やご意見などは、班長経由やご意見箱（集会所のポスト）等で、適宜、吸い上げる仕組みになっています。総会は、限られた時間内で参加した住民の皆様の貴重な時間をシェアして自治会の重要課題を討議し、一年間でやるべきことを議決する場です。従って、事前に集約した質疑書についての回答は配布資料をご参照ください。

□24 班 蓮沼利晃さん

夏祭りは止めるか、他の地域との合同でやる程度でいいのではないか。スポーツ関連で住民が巾広く参加できるイベントに変えるべきだと思う。

⇒あまり耳にしないご意見のため全住民が納得する根拠に乏しいと思いますがいかがでしょうか。

□42 班 大蔵康弘さん

2016 年の予算、決算の差異で大きく差異が生じている項目については備考で空欄にその内容を明記して欲しい。（4598000→6989500？）分担金 B で 2000 円が流れていない？8 号議案は？⇒そのように修正したつもりです。議決書でご確認ください。